

# 介護保険 お知らせ便

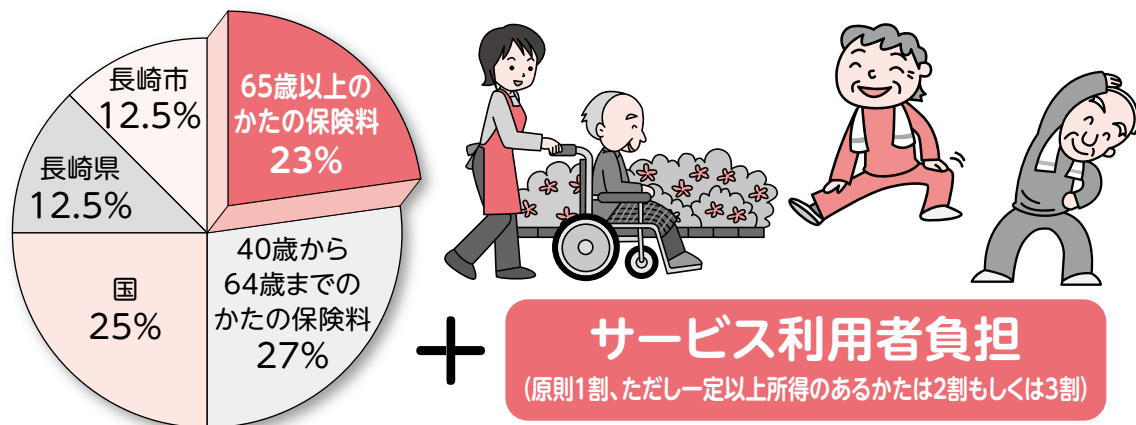
介護保険は、お住まいの市区町村が運営し、高齢者のかたが介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう社会みんなで支援する制度です。

今回の「介護保険 お知らせ便」は、介護保険制度のしくみをはじめ、今年見直された保険料や介護サービスの利用についてお知らせいたします。

## 介護保険のしくみについて

- 40歳以上のかたは介護保険の被保険者となり、65歳以上のかたが第1号被保険者、40歳から64歳までのかたが第2号被保険者となります。
- 第1号被保険者の保険料は3年ごとに見直され、被保険者は加入者として保険料を納めます。
- 介護が必要になった時には、要介護認定を申請し、費用の一部(原則1割、ただし一定以上所得のあるかたは2割もしくは3割)を支払って介護サービスを利用します。
- 介護サービスにかかる費用は、下記の円グラフで示した財源割合で賄われています。

## 介護保険の財源



## 介護保険制度説明会のお知らせ

長崎市では、介護保険制度の御理解を深めていただくために、説明会を開催しています。日程や場所につきましては、広報ながさき及び長崎市ホームページに掲載しています。ぜひ御参加いただきますようお願いいたします。

この「介護保険 お知らせ便」に関するお問い合わせ先

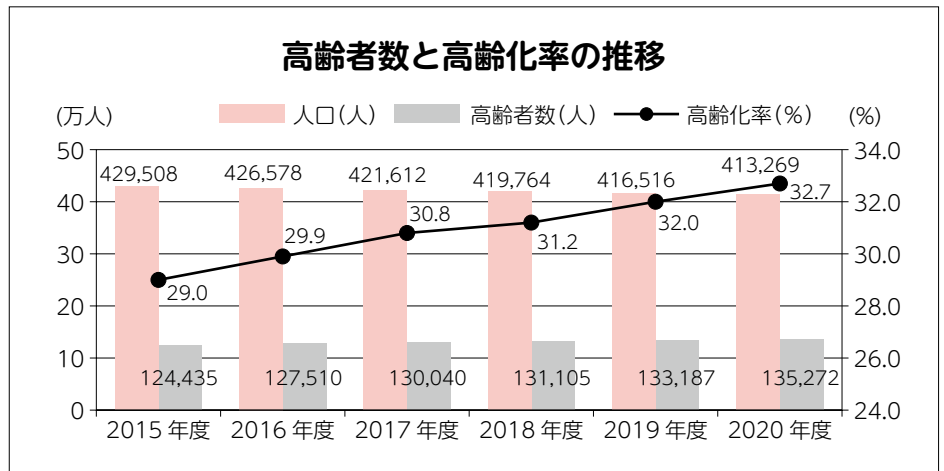
長崎市介護保険課 ☎ 095 - 829 - 1163

# 介護保険に関する長崎市の状況

長崎市の高齢者数や認定者数、介護サービスの利用状況は次のグラフのとおり毎年増加しています。長崎市では、2018年度から2020年度の「第7期介護保険事業計画」を策定し、3年間の見込み数を算出しています。

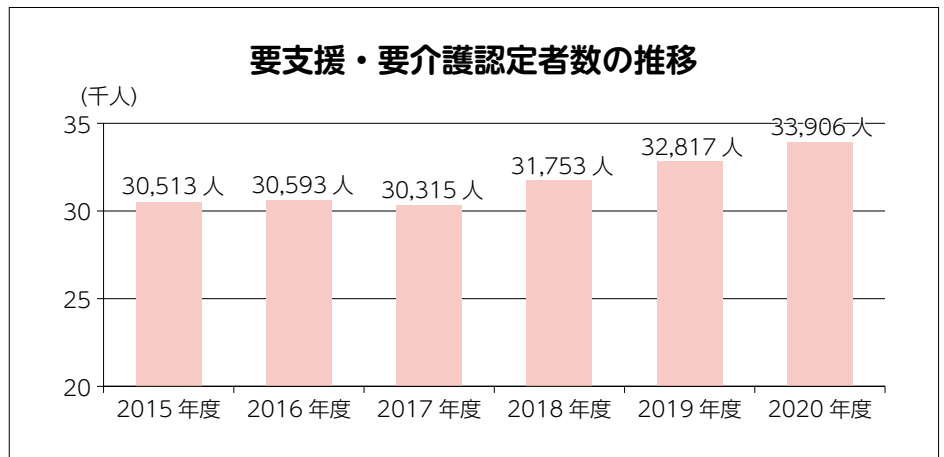
## 長崎市の高齢者数と高齢化率

2015年度から2020年度までに、65歳以上の高齢者数が10,837人(8.7%)の増、高齢化率が3.7ポイントの増と見込んでいます。



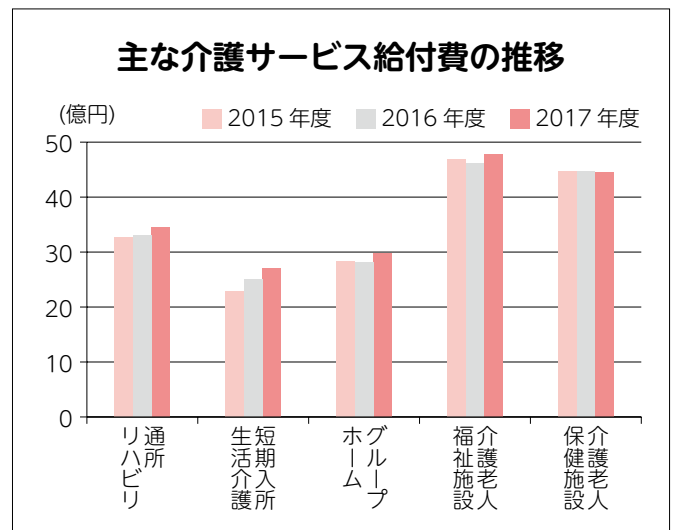
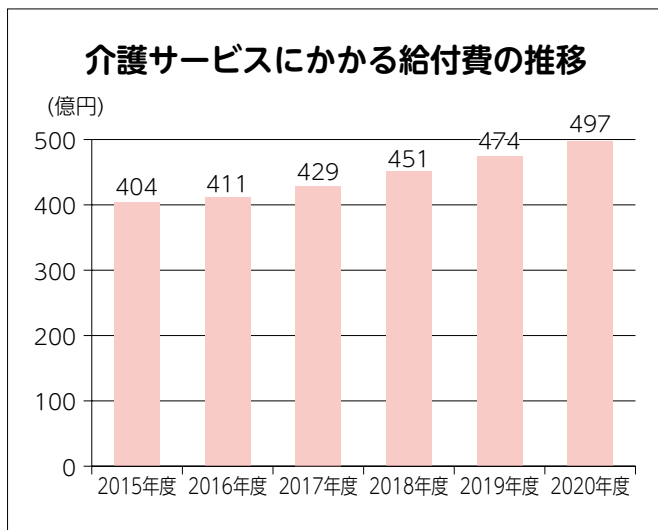
## 長崎市の要支援・要介護認定者数

2015年度から2020年度までに、認定者数は3,393人(11.1%)の増となることが見込まれています。



## 介護サービスの利用状況

介護サービスの給付費は毎年増加傾向にあります。介護サービスにおいては特に短期入所生活介護(ショートステイ)、通所リハビリテーション、グループホームなどのサービスが特に伸びています。長崎市では、高齢者のかたがでできる限り寝たきりなどの要介護状態になったり、要介護状態がさらに悪化することがないように「地域支援事業」に取り組んでいます。



# 介護保険料（2018年度から2020年度）が決まりました

## 介護保険料を改定しました

65歳以上のかたの保険料は、介護サービスの必要量に応じて3年ごとに見直されることになっています。今回の改定で、2018年度から2020年度の保険料が決まりました。基準額の改定率は11.8%の増で、これまでの9段階から10段階に細分化しました。所得段階別の保険料は下表のとおりです。年間保険料の金額と納め方は、6月中旬にお届けする納入通知書などで詳しくお知らせします。

## 介護保険料改定増の主な理由

保険料改定増の主な理由は、高齢化による要介護認定を受けるかたの人数の増加や介護サービスの給付費の増加があげられます。詳しくは右のページを御参照ください。

なお、長崎市では介護保険財政調整基金を取り崩すことにより、保険料の上昇を抑制しています。

## 介護保険料の基準額とは…

65歳以上のかたの保険料の基準額は、所得段階別の保険料のもとになるもので、次のような算定式で設定します。

$$\frac{\text{長崎市の介護サービスに必要な費用の23\%}^{*1}}{\text{長崎市の65歳以上のかたの人数}} = \text{保険料の基準額 (年額 81,600円)}$$

※1 国の政策により第1号被保険者の負担割合が22%から23%に引き上げられました。

## 所得段階別の介護保険料

介護保険料の基準額をもとに、毎年度の初日（4月1日）の世帯の市町村民税の課税状況と被保険者のかたの前年中の所得に応じて段階的に保険料が決められます。

所得段階	対象者	計算方法	年間保険料
第1段階	・生活保護を受給されているかた ・老齢福祉年金を受給されているかたで、世帯全員が市町村民税非課税のかた ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年中の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた	基準額×0.45	36,700円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年中の課税年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下のかた	基準額×0.75	61,200円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年中の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超えるかた	基準額×0.75	61,200円
第4段階	本人が市町村民税非課税で世帯の誰かに市町村民税が課税されているかたで、本人の前年中の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた	基準額×0.91	74,200円
第5段階 (基準)	本人が市町村民税非課税で世帯の誰かに市町村民税が課税されているかたで、本人の前年中の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超えるかた	基準額	81,600円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円未満のかた	基準額×1.16	94,600円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円以上200万円未満のかた	基準額×1.25	102,000円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満のかた	基準額×1.5	122,400円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満のかた	基準額×1.75	142,800円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年中の合計所得金額が400万円以上のかた	基準額×2.00	163,200円

※「合計所得金額」とは、「収入」から「必要経費など」を控除した額です。2018年度から、さらに「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」を控除した額となります。

# 介護サービス利用にかかる制度見直しについて

65歳以上（第1号被保険者）で所得が高い層のかたは介護サービスを利用するときの自己負担が3割になります。

平成30年  
8月から

## 【3割負担となるかた】

本人の合計所得金額が220万円以上、かつ、年金収入とその他の合計所得金額の合計が ① 340万円（年金収入のみの場合は344万円）以上の単身者・② 65歳以上が2人以上いる世帯で463万円以上の被保険者

## 【負担割合証】

利用者の負担割合を示す証明書が発行されます。（認定を受けているかたのみ）  
有効期限：1年間（8月1日～翌年7月31日）

※利用者の負担額には1か月の上限額（高額サービス費）がありますので、自己負担が1割から3割になった全員の負担が3倍になるわけではありません。

負担割合  
(1割、2割、または3割)が記載されます

介護保険負担割合証	
交付年月日	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	性別
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 終了年月日
割	開始年月日 終了年月日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

高額医療合算介護サービス費の上限額が引き上げられます。

平成30年  
8月から

医療保険制度における高額療養費制度の見直しに伴い、70歳以上の世帯について改正後の高額療養費の所得区分の算定基準額を参照し、次のとおり変更されます。なお、医療保険と介護保険の両制度を適用した後に、世帯内で1年間（8月～翌年の7月）の自己負担合計額のうち、次の負担限度額を超える部分が高額医療合算介護（予防）サービス費として支給されます。

## 【70歳以上の世帯】

〈現行〉

所得区分	負担限度額
現役並み所得者 (課税所得 145万円以上)	67万円
一般(市民税課税世帯)	56万円
低所得者(市民税非課税世帯)	31万円
世帯収入から必要経費・控除を差し引くと所得が0円となるかた	19万円

〈見直し後〉

所得区分	負担限度額
課税所得 690万円以上	212万円
課税所得 380万円以上 690万円未満	141万円
課税所得 145万円以上 380万円未満	67万円
課税所得 145万円未満	56万円
市民税非課税	31万円
市民税非課税(所得が一定以下)	19万円

高額介護(予防)サービス費の経過措置があります。

平成30年  
8月から

市民税課税世帯(一般)のかたの利用者負担上限額が月額37,200円(世帯)から44,000円(世帯)に平成29年8月から引き上げられていますが、一般のかたのうち自己負担割合が1割のかたについては年間上限額(446,400円)が設定され、平成32年7月を期限として申請に基づく支給を行います。